

## 投票所一覧

地区	投票区	あなたの住んでいる所	投票所名
日章	第1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・西)、南組	日章営農生活改善センター
	第2	永田(北・南)、上咅内、本村(北・南)、東町(西・東・駅前)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績	香南中学校北西角プレハブ
	第3	下咅内(南・北)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、高専物部宿舎、日章寮、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝(西1・2、中南、中北、東1・2・3)、下島(浜・里)	久枝公民館
大篠	第5	能間(東・西・北)、野田口、城陸、朝日町(南・北)、榎田町、稻吉(東・中・西)、西窪、新川	大篠小学校体育館
	第6	山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大塙団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	篠原(東・西・北)、南小籠南	篠原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稻生	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稻生ふれあい館
	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
十市	第11	人形谷、糸木楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、札場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	十市小学校体育館
	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	土居浩方車庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
三和	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山、西ヶ芝	片山公民館
	第15	上畠、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和防災コミュニティーセンター
	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜改田公民館
前浜	第18	浜田	浜田公民館
	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	寺家公民館
	第20	里組	下田村共同利用施設(下田村集会所)
後免	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後免町防災コミュニティーセンター
長岡	第22	西山、南陣山	西山公民館
	第23	北陣山、南三畠、北三畠	南三畠公民館
	第24	上末松、下末松、上甘枝、古市、祈年、東崎東部	SUN SUNながおか
	第25	1区、2区、3区(東・西)、東山町(1・2・3丁目)、幸町(1・2・3丁目)	中央第5集会所
	第26	4区、5区、6区(東・西)、7区(東・西)、小籠(1・2丁目)、元町(1・2・3丁目)	中央第1集会所
	第27	東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目)、駅前町(1・2・3・4・5丁目)	駅前町公民館(旧宇田公民館)
国府	第28	西島、たちばな、8区、小山団地、北小籠、南小籠、希望の家	中央第4集会所
	第29	国分(北・南・中・西)、左右山(東・中・西)、比江(上・下・東・城東)、国府寮	国府小学校
久礼田	第30	植田(北・南・西)、植田団地	植田公民館
	第31	久礼田(沖)土居・石堂・中北・中南北・中南南・西北・西南・高石)	久礼田公民館(久礼田体育館)
	第32	植野(東・中・西北・西南)、領石(北・中・南)	植野公民館
瓶岩	第33	宍崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩体育館
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
上倉	第35	白木谷(一道木・萩野・中ノ谷・中平・滝下・小滝・中組・番所・中部・小倉)	白木谷消防屯所
	第36	(下・上) 八京、丸山組	八京公民館
	第37	奈路(東・西・北)、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	奈路防災コミュニティーセンター
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
岡豊	第39	笠ノ川(東・西・南)、八幡(東・西・南)	笠ノ川公民館
	第40	小蓮(東・西)、定林寺、滝本	定林寺公民館
	第41	蒲原、看護宿舎、蒲原宿舎、県住蒲原住宅、蒲原住宅	蒲原公民館
	第42	中島(山畠・町・沖)、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島宿舎	中島消防屯所
野田	第43	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野田公民館
岩村	第44	包末(東・西)金地	包末公民館
	第45	福船、堀ノ内、蔵福寺島	岩村ふれあいセンター

# 4月7日(日) 高知県議会議員選挙の投票日

任期満了に伴う高知県議会議員選挙の投票が、4月7日(日)に行われます。

## 投票時間

午前7時～午後7時

※成合、天行寺、中谷、上倉のみ 午前7時～午後6時

※第2投票所(香南中学校)は、入学式準備のため敷地内北西にあるプレハブが投票所になります。  
体育馆ではありませんのでご注意ください。  
※期日前投票所が「市役所地下第3会議室」に変わりました。

▼平成30年12月28日以前に南市に転入届を出し、引き続き住所を有する方  
▼今年3月23日以降に市内で転居届を出された方は前住所の投票所に行つてください。  
▼平成30年12月29日以降に市内に転入届を出された方は、投票できません。  
（県内からの転入の場合、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。）  
▼南国市の選挙人名簿に登録のある方で、平成30年11月28日以降に南国市から他の市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、南国市で投票できます。  
※県内で転出入をした方が前住所地で投票するときは、県内市町村長が発行する「現在も引き続き住所を有する旨の証明書」があるとスムーズに投票できます。  
確認に時間がかかりますが、お問い合わせください。

## ◆転出入をした方

▼午前7時～午後7時まで（ただし、第34、第38投票区は午後6時まで）  
投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などのため投票所に行けない方は期日前投票ができます。

■投票期間・時間  
3月30日(土)～4月6日(土)  
午前8時30分～午後8時

■投票場所  
市役所地下 第3会議室

※期日前投票事由に該当する旨を申し立てる宣誓書を記入していただきます。宣誓書は入場券裏面にもありますので、あらかじめ記入してお越しの際はスムーズに投票できます。

■不在者投票  
市役所地下 第3会議室

指定を受けた病院・老人ホームなどに入院・入所されていない方や、長期出張などで南国市外に滞在されている方は、滞在地などで不在者投票ができます。手続きに時間がかかるので、投票用紙の請求は早めにお願いします。投票期間は3月30日(土)からです。

■代理記載制度  
郵便投票ができる方で、自ら投票の記載をすることができる方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理の方（選挙権を有する方）に投票に関する記載をしてもらうことができます。  
※郵便投票をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。

■代理投票  
身体の障害などで字が書けない方は、投票所に行けば投票所で補助者に代理記載をしてもらうという方法で投票ができます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

■大事な投票、忘れずに!!  
投票所の地図を市ホームページに掲載しています。投票日には、投票所入場券を持って決まります。投票所に行つてください。入場券はなくても投票できます。

■投票所の地図案内  
投票所の地図を市ホームページに掲載しています。投票日には、投票所入場券を持って決まります。投票所に行つてください。入場券はなくても投票できます。

## ◆投票できる方

▼午前7時～午後7時まで（ただし、第34、第38投票区は午後6時まで）  
投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などのため投票所に行けない方は期日前投票ができます。

■郵便で投票できます。  
郵便投票ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

▼各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って決まります。